

學校唱歌ヲ普及スルハ師範學校生徒ト當掛傳習人トニヨリテ其目的ヲ達スベシ

直轄兩師範學校生徒ニハ入學初年ヨリ唱歌ヲ學バシメ傍ラ樂器ヲモ傳習セシムベシ然ルトキハ一ト通り小學唱歌ヲ教授シ得ベキ者男子ニシテ十中ノ五六女子ニシテ十中ノ七八ハ出ヅベシ

女子師範學校生徒中最モ音樂ノ才アル者ヲ撰ビ卒業前大凡ソ一ケ年間音樂取調所ニ就キ專ラ音樂ヲ修メシムベシ然ルトキハ隨分善良ナル音樂教師トナルベキ者出ヅベシ

從來音樂專門ノ者等ニシテ音樂教師タラン事ヲ望ム者ハ音樂取調所ニ就キ傳習ヲ受クル事ヲ許スベシ然ルトキハ他ノ者ニ比スレバ少許ノ時ヲ以テ其學科ニ熟シ善良ナル音樂教師トナル者出ヅベシ

(一) 「樂器試製改造及ビ模造ノ事」

「笙」ハ本邦在來ノ樂器中上等ノ地位ニ居リ音樂ノ理論上ヨリ見ルモ或ハ西國「大風琴」ノ本源トモ云フベキモノニシテ大ニ採ルベキトコロアルヲ以テ之ヲ學校用ニ供セバ何如ト思考シ先ツ之ヲ試製セシニ「笙」ノ舌ハ元來精鍊ヲ要スルモノニシテ尋常一般ナル工人ノ手ニ成ラザルヲ以テ廣ク此樂器ヲ製造スルハ意ニ任セザルモノアリ且「笙」ハ之ヲ使用スルニ專ラ口ヲ用フルヨリ學校ニ於テ唱歌ヲ練習スルニハマタ大ニ不便ナルトコロアリ又其舌ノ調子最モ狂ヒ易クシテ樂家ノ聰耳ニ非ルヨリハ常ニ之ヲシテ正調ヲ保タシムル事能ハズ其他唱歌轉調ノ際等不都合ナルトコロ少シトセズ是ヲ以テ此樂器ヲ學校唱歌ニ用フルハ其益ヲ見ルベカラザルニ近キニヨリ遂ニマタ廣ク之ヲ製出スルニ及バザリキ

「風琴」ハ明治十三年同十四年同十五年中之ヲ試製セシニ追々其功ヲ奏スルニ近シトイヘトモ惜イ哉本邦樂器ヲ製スルノ良材ニ乏シクシテ未ダ完成ノ功ヲ奏セズ蓋シ西國ニハ乾材機ナルモノアリテ林中ニ就テ新タニ伐採シタル材木モ之ヲ乾材機ニ附シテ一二週間枯干セシムレバ忽チ數千年間乾枯セシ古木ト異ナルナキヲ得セシムルヲ以テ此ノ如ク良材ニ乏シキノ患ナシ抑乾材機ハ數個ノ蒸氣管ヲ密室中ニ通シ此密室中ニ將ニ枯干セシメント欲スル木材ヲ入レ置キ該室中ノ熱度ヲ非常ナル高度(二百八十度以上)ニ達セシメ一七晝夜乃至二七晝夜ヲ過サシメ木中ノ津液ヲ蒸發シ該室中別ニ備フル所ノ凝結器ニヨリテ之ヲ凝結シ去ルノ法ニ外ナラザルモノナリ又其用法ハ最モ簡單ナルモノニシテ其價モ僅ニ千餘金ニスギズトイヘトモタダ若干ノ蒸氣ヲ要スルヲ以テ或ハ遽カニ之ヲ設クルヲ得カタキモノアリ將來該乾材機ヲ設立スルノ便ヲ得バ樂器其他器具製造上マタ點然タル一大進歩ヲ占ルニ至ラン事必然ナリ

「バイオリン」ハ較簡便ノ小樂器ナリトイヘトモ其製作亦頗ル精致ヲ要シ且輸入品ニ屬スルヲ以テ購求ノ便ヲ得ザリシガ明治十五年ノ春幸ニ伶人中「バイオリン」熱心家ノ意ヲ承ケテ老練ナル本邦樂器師ノ模造スル所口功ヲ奏シ尋テ本掛教師メーソンヨリモサラニ木材ノ用方及其他製作ノ詳細ヲ説明シテ其注意ヲ喚起セシカバ更ニ完成ノ功ヲ占メタリ然レトモ是レマタ好良ナル古材ニ乏シキノ通患ヲ免カレズ且其絃絲ノ未ダ國製ニ成ラザルハ遺憾トストイヘトモ其職工中意ヲ此絃絲ノ試製ニ用フルモノナキニ非レバ絃絲製造ノ功ヲ奏スルノ日モ必ズ近キニ在ラントス

「胡弓」ハ其音質婉弱駁雜ニシテ卑野ニ近キモノアリ是ヲ以テ明

治十五年以來之ガ改造ニ着手シ先ツ其音質ヲシテ正雅純良ナラシメ
 ン事ヲ苦考セリ即チ胴ヲ張ルニハ革ニ易フルニ古キ杉板ヲ以テセシ
 ニナホ音質ノ爽朗ナラザルトコロアリ因テ更ニ桐ヲ以テセシニ大ニ
 其音質ヲ進メタリ然レトモ尙不十分ナルヲ以テ更ニ工夫シテ胴ノ面
 ニ半月形ノ二孔ヲ穿チ駒ヲ改造シ絲ヲ改メテ羊腸絃ヲ用ヒ棹ノ長ヲ
 縮メタルニヨリ遂ニ音質ノ爽大ヲ致シ大ニ其進歩ヲ占メ殆ド「バイ
 オリン」ニ次グベキモノト爲レリ又其彈法ヲ易カラシメン爲メ樂律
 ノ理ニ準據シ一定ノ律穴符ヲ附シ猶方今試施中ニ屬セリ

「月琴」ハ固ヨリ符ノ定付セルヲ以テ便ナルトコロアリトイヘト
 モ從來ノ符ニテハ其數不足ニシテ數種ノ音ヲ生スル事能ハズ其律モ
 不定ニシテ改正セザルベカラザルモノアリ因テ客年二月以降其方法
 ニ苦辛セシニ到底此樂器ヲ唱歌ニ用ケンニハ唱歌ニ用フル諸音ノ容
 易ニ生ズベキ方法ニ由テ之ヲ改製セザルベカラザルハ言ヲ待タサレ
 バ此目的ヲ以テ先ヅ其符ヲ改メテ長音階ト爲シ十二律ヲ付シ其絃數
 ニ一絃ヲ加ヘ棹長ヲ縮シ胴面ノ板地ヲ改メタル等種々ノ改正ヲ加ヘ
 タルニ大ニ其音質ヲ爽快ニ爲シ且諸音ヲ發作スル事自由自在ニシテ
 最モ輕便ナル樂器ト爲リタリ此樂器ニ十二律ヲ付シタル方法ハ即チ
 左ノ如シ

律名	絃長
1	一三、五
2	一二、六六
3	一一、二五
4	一〇、八〇

4	一〇、一二五
5	五、五弱
6	九、〇〇
7	八、四三七五
8	八、一〇
9	七、五〇
10	七、二〇
11	六、七五

此内第三音及ヒ第六音ハ物理學ノ理論上ニテハ即チ此ノ如シト雖
 トモ實際ニ於テハ少シク低クキヲ覺ヘタリ蓋シ實地上ト理論上ト斯
 ク小差アルヲ以テマタ他ノ音ニ影響ヲ生シ隨テ之ヲ矯正セザルベカ
 ラザルモノアリ即チ該第六音ヲ改メンニハ先ツ第二音ヨリ第六音ヲ
 取ルノ法ニヨリ即チ第二音ノ絃長ニ第五音程ヲ乘ズレバ第六音ヲ發
 見スベシマタ此第六音ニヨリ第三音ヲ發見シ此第三音ヨリ第七音ヲ
 發見スベシ抑此方法タル古來樂家ノ實地取用スル所ニシテ今時ノ理
 論ニハ少シク適セサル所アリト雖トモ却テ實地ニ適スル所アルモノ
 ト云フベシ

〔音監經何書類上下、音樂取調成績申報書〕明治十七年

〔手書き〕

オルガンの試作については、明治十四年三月、メーソン所有のオルガ
 ン二台を買い上げ、一台は授業用に、損傷していたもう一台（五十五ド
 ルで購入）は解体して構造を研究し試作することになった。試作にかか
 る概算見積りが製作者大久保教道によって出されている。

オルガン器相仕訳

一金拾八円 杏板 姫古松 桜樺 ムク 黒檀

一金八円 象牙

一金四円 挽物

一金三元 塗

一金九円 皮羅沙、コム切、紐皮、小切類 但フランスラシヤーム

ン日皮

一金三元 阿京鉄アヲリ板

一金貳拾円 惣定具真鍮捻鉦 ハジキフイゴ ハジキ大小

外バネハリガネ

一金拾三元 同手間

但木挽手間賃

惣計金九拾三元也

右ノ通笛舌相除キ 諸成相撰急入出来可申候也

小石川

大久保 教道

合計二十九円五十銭

〔②オルガン新調〕

「風琴一個新製造」

記

金貳拾八円也 木地一式

但ケヤキ上等并シヨリン

金九円也 ウルシヌリ代

金五円也 パイプユム

金貳円也 ウジベウ

金四円五拾銭也 一式

金貳拾壹円也 製造料 二八人

メ金六拾九円五拾銭

右通製造仕候也

明治十四年十一月

芝区西久保

才田伊三郎

大久保は解体研究して二カ月余りで製作にとりかかり、それから六カ月に組立を終ったようである。だがこのオルガンは現存していない。音楽取調掛はさらに同年十一月、今度は才田伊三郎に対してオルガン製作の注文を二つ出した。

〔見積り〕

〔①オルガンの外部だけの製作

木地代、ニス塗り ネジ鉦

現在資料館に「紀元貳千五百四拾一年（明治十四年）十二月造 第一号西久保 才田光則」という銘のはいったケヤキ木目の美しい堅牢な仕上げのオルガンが保存されている。高さ九八・五センチ、間口一〇三センチ、奥行四七センチ、二列笛。音域は五オクターブ、下一点（ \vee ）から三点（ \wedge ）までの六十一鍵、ストップは六個、フレムラント、ボイクステレステ、メロヂア、ディアリン、ビヲラ、セラホンと書き込まれている。しかしこのオルガンには三つの疑問が残されている。第一は二種類の見積りが出されたが、どちらの見積りに該当するオルガンなのか、第二は

「第一号」と記されている意味は、国産第一号の意味であるか、あるいは才田光則の第一号オルガンの意味なのか。第三は才田伊三郎と光則は別人か、あるいは同一人物なのか。このオルガンについて研究された高橋浩子氏（現大阪音楽大学教授）は、次のように回答している。「第一の疑問に対しては、現存のオルガンの美しい木目を見ると後者の見積りではないか。第二に対しては、先に大久保教道が試作したオルガンがいつ出来上がったかによつては国産第一号とは見なされないであろう。したがつて才田の作品第一号と解するのが妥当であろう。第三は、音楽取調掛の書類を調査した結果、才田伊三郎の名前でその後もオルガン製造を引き受けているのに対し、光則の名は全く出てこないところをみると同一人物のようである」と（『音楽教育成立への軌跡』一二四頁）。このオルガンは今日なおやさしい音色で弾く者をたのしませてくれる。

（二）「學校用樂器ノ適否研究ノ事」

唱歌ノ樂器ニ於ケルハナホ車ノ兩輪ニ於ケルガ如ク彼此相須テ始メテ用ヲ成スモノニシテ唱歌ニ樂器ナキトキハ音樂モ全功ヲ奏スル能ハス然リ而シテ樂器ニ種々アリ各其得失適否ヲ異ニシ之ヲ取捨スル事甚ダ難シ蓋シ洋琴ノ如キハ至好至良ノ樂器ナリトイヘトモ内國工人ノ未タ製造シ得ザルトコロニシテ悉皆之ヲ外人ニ仰ガザルヲ得ズ故ニ其善ハ則チ善ナリトイヘトモ未ダ之ヲ學校用ニ適セルモノト爲スヲ得ズ「洋琴」ニ亞クモノハ「風琴」ナリ然リトイヘトモ是マタ前章縷述セルカ如ク其製作未ダ充分ナル成功ヲ奏セズ故ニ之ヲ全國ノ學校用ニ普供スベカラザルモノアリ「笙」ノ如キモ種々ノ困難アル事既ニ陳述スルカ如ク又「和琴」ノ如キハ絃數不足ニシテ到底之ヲ學校唱歌ニ用フル事能ハザルモノトス

「箏」ハ本邦在來ノ樂器ニシテマタ民間普通用ノモノニ係リ之ヲ

學校唱歌ニ用フルハ頗ル便利ナルトコロアリ然リトイヘトモ茲ニマタ一ノ困難アリ即チ調絃法是ナリ因テ本掛ニ於テハ此困難ノ幾分ヲ除ン爲メ種々ノ工夫ヲ回ラシタリ凡ソ調子ヲ取ルニハ先ツ其基本トスルトコロノ音即チ宮ト定ムルトコロノモノナカルベカラズ例ヘバ平調ナレバ平調ヲ宮ト爲シ雙調ナレバ雙調ヲ宮ト爲スガ如シ故ニ其何調タルヲ定メンニハマタ之ガ標準タルベキ器械ヲ要セリ此器械ハ調音又子マタハ律管ニテ事足ルベシ夫レ已ニ宮ト定ムルトコロノ音ヲ得ルトキハ律旋ナレ呂旋ナレ長音階ナレ短音階ナレ其旋法ニ從ヒテ要スルトコロノ諸音ヲ定メザルベカラズ其法例ヘバ宮ヨリ徵ニ至リ徵ヨリ商ニ及ボスガ如ク五音ト四音トノ音程ニ由テ調子ヲ取ルトキハ大ニ其簡易ナルヲ覺フ然レトモ初學ノ徒ニアリテハ此法ニ據ルモ猶難キ所アルヲ以テ旋宮圖ト律管トニ由テ調絃シ又調絃琴（本掛新製ニ係ルモノ）ヲ用キテ調子ヲ取ルノ一助トセリ尤モ斯ノ如キ器械ニ據ルハ決シテ本法ニアラザルヲ以テ假令最初ハ此等ノ方法ニ據ルモ到底耳官ヲ練リ聽別力ヲ發育シテ專ラ之ニ據ルヲ務メザルベカラズ是レ固ヨリ學習セバ能スルヲ得ベカラザルトコロニ非ズトイヘトモマタ之ヲ普及セシムルニ當リ大ニ難シトスル所ナリ「胡弓」ノ如キモ民間普通用ノモノニ係リ且他ノ樂器ト異ナリ音力ノ長ク繼續スルヲ以テ最モ初學ノ徒ニ便ナルモノニテ音樂ノ理論上ヨク視ルモ大ニ採ルベキトコロアリ然レドモマタ之ニ習熟スルハ歲月ヲ要スルヲ以テ之ヲ普及センモ容易ノ業ニアラザルガ如シ「バイオリン」ハ音質トイヒ音量トイフモ樂器中殆ド進歩ノ極ニ達セシモノ、一ナリトイヘトモ之ヲ習得スルハ最モ難ク殊ニ音樂ニ長スルノ才アルモノニシテ幼年ヨリ之ヲ學ブニ非レバ其習熟ハ得テ望ム可ラサルモノ